

熊野古道伊勢路における訪日観光旅行受入環境整備業務委託 業務仕様書

1. 委託業務名

熊野古道伊勢路における訪日観光旅行受入環境整備業務

2. 業務の目的

三重県では、熊野古道伊勢路（以下「伊勢路」という。）において、世界遺産としての価値を背景とした「歩き旅」を象徴的なイメージとし、その魅力を全面に出してブランディングを進めているところである。他方で、新型コロナウイルス感染症に対する一律の行動制限が求められない中、今後、訪日外国人観光旅行者の増加が期待される。

このような情勢において、機を逃さず地域への誘客につなげ、観光消費額の増加を図るためには、伊勢路沿道周辺の宿泊施設のネットワークが外国人観光客を積極的に受け入れるとともに、連携して伊勢路に関する観光情報提供機能を担うことで、拠点滞在型観光(※)を提供し、「歩き旅」をサポートすることが有効と考えられる。

本業務は、伊勢路沿道の宿泊施設に対して、外国人観光客の受入対応や観光情報の提供に係る研修を実施することにより、受入環境を整備し、拠点滞在型観光を提供する仕組みを確立することを目的とする。

※ 三重県南部地域に複数日滞在し、拠点宿泊施設を移しながら伊勢路を歩いて周遊する行程を想定。

3. 委託期間

契約締結の日から令和6年3月15日（金）まで

4. 業務の内容

上記業務の目的を踏まえ、伊勢路沿道周辺における宿泊施設等の事業者を対象として、主に外国人観光客を対象とした拠点（複数の宿泊施設）滞在型観光受入に係る意識の向上や対応力の習得、観光案内機能の充実、宿泊施設同士のネットワークの強化に資する研修（セミナー及びワークショップ）を実施する。

受託者は、次の内容を含め、実施内容の企画・運営・進行管理を行うものとする。ただし、実施内容の詳細は、提案を踏まえ三重県と協議のうえ決定する。

(1) 研修の内容

① セミナー

- ・ 訪日観光旅行の最近の傾向についての講義
- ・ 伊勢路の概要についての講義
- ・ 伊勢路を活用した訪日外国人観光客受入の現状と課題についての所見
- ・ アルベルゲ（スペイン サンティアゴ巡礼路の巡礼宿）についての説明
- ・ その他、受託者が提案する内容

② ワークショップ

- ・ 外国人観光客に対する対応マナーや留意事項等、基本知識の習得
- ・ 多言語音声翻訳アプリ「Voice Tra」を使用した実践形式の演習
- ・ 参加者（宿泊施設等の事業者）の取組についての情報共有、意見交換
- ・ その他、受託者が提案する内容

(2) 対象者

三重県が指定する伊勢路沿道（※）の宿泊施設の事業者等（約 40 者）。

※ 伊勢市、玉城町、多気町、大台町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町

(3) 開催方法等

- ・ 令和 6 年 3 月上旬までの完了を想定し、上記業務の目的、業務の内容及び以下の条件を踏まえたうえで、最適な開催時期、会場、方法等を提案すること。
- ・ 研修は上記伊勢路沿道の地域内において、セミナー 1 回以上、ワークショップ 3 回以上の計 4 回以上実施すること。なお、セミナーについてはすべての対象者に受講の機会を付与するものとし、ワークショップについては（ア）同一内容を複数地域で実施する、（イ）各回を別内容とし、同一対象者を複数回受講させる、のいずれも可とする。
- ・ 日程、会場の選定等、前項規定の対象者の受講の便宜を図るとともに、研修の実施にあたり、対象者あて開催を周知すること。
- ・ 開催方法は、対面での開催を基本とするが、セミナーについてはオンライン参加を併用するハイブリッド開催もできることとする。
- ・ 研修の会場は受託者において手配、設営、撤収すること。
- ・ 研修は受託者において運営すること。また、運営にあたり、講師のほか、運営を統括する司会進行役を配置すること。
- ・ 会場使用料、機器・通信環境等の手配に要する費用等、研修に係る一切の費用は委託料の範囲内で行うこととし、参加者に受講料等負担金を求めてはならない。

(4) 講師の招聘

- ・ セミナー及びワークショップの実施にあたっては、上記業務の目的、業務の内容を踏まえたうえで、原則として以下の条件を満たす講師（アドバイザー）を提案し、招聘すること。

（ア） 外国人、又は外国人から助言を受け、外国人目線で指導できる者であること

（イ） 最近の訪日観光旅行の受入に精通していること

（ウ） 外国人観光客の誘客や受入体制整備に係る取組について実績を有していること

（エ） 伊勢路における拠点滞在型観光を受け入れるにあたり、地域の宿泊施設等の事業者が抱える課題を把握し、解決するために必要な知見を有していること

なお、一部内容について、上記講師とは別に専門的知見を有する者を招聘し、講義させることも可とする。

但し、セミナーのうち、以下の内容に係る部分の実施にあたっては、以下の者を講師として招聘し、講義させること。

内容 : アルベルゲ（スペイン サンティアゴ巡礼路の巡礼宿）について

講師 : NPO法人日本カミーノ・デ・サンティアゴ友の会（代表理事 金塚 多佳子）会員又は同会が指定する者

- ・ 講師に係る謝礼等については、三重県と協議のうえ、受託者において講師に対して交渉を行い、必要がある場合は委託料の範囲内で支払うこと。
- ・ 開催結果を三重県ホームページに掲載するため、受託者は参加者及び講師等関係者に係る肖像権等の問題が生じないように権利処理等の調整を行うこと。

（５） 研修資料の作成、配付

- ・ 研修において使用する資料については、上記業務の目的、内容を踏まえたうえで、概要を提案すること。なお、多言語音声翻訳アプリ「Voice Tra」の使用方法に係る資料は必ず含めること。
- ・ 資料は内容を三重県と協議のうえ、受託者において作成すること。

（６） その他

- ・ 研修開催後に参加者へのアンケートを実施し、集計結果を三重県が指定する日までに提出すること。なお、アンケートの内容や実施方法は、事前に三重県と協議のうえ決定する。

５. 納品する成果物及び期日等

（１） 事業実績報告書

- ・ 委託業務完了の日から起算して 10 日を経過した日又は委託期間終了までのいずれか早い日までに、事業実績報告書 2 部（任意様式）を提出すること。
- ・ 事業実績報告書には次の項目を含まなければならない。
 - （ア） 委託業務の実施内容
 - （イ） 委託業務の成果
 - （ウ） 委託事業の実施により生じた成果物の目録
 - （エ） その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料
 - （オ） 上記資料に関する電子データ 1 式

（２） 研修資料

- ・ 4（5）に示す研修資料について、委託期間終了までに紙媒体 2 部及び電子データ（CD-R 等の記録媒体）を納品すること。
- ・ 電子データについては、納品後に編集可能なファイル形式とすること。なお、研修資

料は委託期間終了後に、関係者への配付等、二次利用する場合があるため、留意すること。

(3) 提出先

〒514-8570 津市広明町 13 番地

三重県 地域連携・交通部 南部地域振興局 東紀州振興課（三重県庁 2 階）

6. 契約不適合責任

- ・ 本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から 1 年間とする。この間に契約不適合が発見された場合には、受託者の責任において補修等を行うこと。

7. 業務実施上の条件

- ・ 委託業務の実施にあたって、契約書及び業務仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。そのため、協議の結果、提案内容と業務実施内容とが異なる場合がある。
- ・ 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作権は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。ただし、成果物等のうち、次の著作物の著作権については、三重県に帰属しないものとする。
 - (ア) 雑誌等紙媒体の掲載記事
 - (イ) テレビ番組
 - (ウ) 広告制作にあたって受託者が複製権、使用权を得た著作物
- ・ 再委託を行う場合には、業務委託契約書の規定により事前に三重県の承認を得るとともに、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、業務遂行上、必要に応じて、再委託先に対して三重県が直接に指示監督する場合がある。
- ・ 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- ・ 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には罰則の適用があるので留意すること。
- ・ 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- ・ 受託者は、契約の履行に当たって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 2 条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
- (イ) 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をする事。
- (ウ) 三重県に報告すること。
- (エ) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、甲と協議を行うこと。

なお、受託者が（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。

- ・ 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- ・ 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- ・ 三重県が受託者を決定した後、契約にあたり、業務仕様書に定める事項及び業務仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。